

感染防止対策に係る運営・行動規範ひな形（案：建設現場等）

事業所や建設現場に関わる全ての職員（清掃、人材派遣等の委託業者を含む）が感染防止対策として取り組むべき項目を、以下のとおり定め、徹底を図ります。

| 目的 | 具体的な取組例 |
|---------------------|---|
| 発熱者等の事業所等への来所制限 | <ul style="list-style-type: none">従業員や作業員（元請・下請問わず。一人親方を含む。以下同じ）の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状（※）がある従業員や作業員の出勤を停止するとともに、速やかな受診を勧奨<ul style="list-style-type: none">※ 例えば、平熱より1度以上高い発熱、軽度であっても咳や喉の痛み、嘔吐・下痢等の症状、<u>熱が下がった後のしばらくの間</u>勤務中に体調不良を認めた場合は、直ちに帰宅させるとともに、受診を勧奨 |
| | <ul style="list-style-type: none">発熱者等が無理して勤務しなくてもよいように事業者として、各種休暇制度の取得を奨励（※）する。<ul style="list-style-type: none">※ 体調不良時に出勤することが感染を広げる原因となることを理解させる |
| 3つの「密」（密閉・密集・密接）の防止 | <ul style="list-style-type: none">朝礼・KY活動における配列間隔の確保、参加人数の縮小等 |
| | <ul style="list-style-type: none">現場事務所等での打合せ時における対人間隔の確保、窓等の開放による換気、時間差による分散化、時間の短縮、人数の縮小等 |
| | <ul style="list-style-type: none">食事・休憩時における休憩室等の窓・ドア等の常時開放や定期的な換気の励行 |
| | <ul style="list-style-type: none">現場作業時における作業員の配置のブロック分けによる密接作業の回避 |
| 飛沫感染、接触感染の防止 | <ul style="list-style-type: none">従業員や作業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 |
| | <ul style="list-style-type: none">重機や車両等の操作前の消毒等の徹底（※）<ul style="list-style-type: none">※ ハンドルや操作レバー等を消毒する、車両運転時にゴム手袋を着用する等 |

| | |
|------------------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>現場事務所等での飲食時や喫煙時の感染対策 (※) の徹底</u> ※ <u>パーティション類 (アクリル板等) による密接の防止</u> ※ <u>手洗い時のタオルの撤去 (ペーパータオルの利用等)</u> ※ <u>飲食、喫煙の際は、マスクを外すので、基本は会話をしない、距離をとることを徹底</u> |
| 移動時における感染の防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>車両での移動時の同乗・相乗りを避け個別の移動を励行 (やむを得ず複数人数で移動等をする場合は、車内でのマスク着用、会話の抑制)</u> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>現場と自宅の直行直帰の推奨</u> |
| <u>委託業者等も含めた感染防止</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>清掃、人材派遣等の委託業者も含めた事業所等における感染対策の徹底</u> ※ <u>従業員や作業員と同様の対応を実施</u> |
| <u>職場外行動の自己管理の励行</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>職場外において、感染リスクの高い行動の自粛 (※) や感染拡大地域への移動などを控える、基本的な感染対策の徹底など、自らが感染しないための自己管理を励行</u> ※ <u>大人数での会食や不特定多数の人が集まる場への参加の自粛</u> |
| <u>対策に伴う熱中症リスクの軽減等</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>マスク着用に関する取り組み (※)</u> ※ <u>冷感素材等を用いたマスク等の活用、マスクと併用可能な空調機器等の活用 (空調機能が付いた作業服の着用や、首掛けクーラーの活用等) など</u> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>現場作業や休憩所に関する取り組み (※)</u> ※ <u>現場でのスポットクーラーや扇風機等の設置、ドライミスト発生装置の設置、休憩所等において、エアコンと換気扇等を併用 など</u> |

【参考マニュアル類】

次のマニュアル類も参考に、感染防止に取り組みます。

- ・ 「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (最新版：R3.5.12改訂版)」